

議案第95号

福岡市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、車両の更新等に伴い一時的に増加する車両数を、事業用車両数から除外する必要があるによる。

福岡市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市交通事業の設置等に関する条例（昭和49年福岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 前項の事業用車両数の計算に当たっては、車両の更新等に伴い一時的に増加する車両数は、算入しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。